

# 年

2001  
まほろん誕生

# 報



〔財〕福島県文化振興事業団 ● 福島県文化財センター 白河館





白河館全景写真



白河館正面



常設展示室内部

## 「まほろん」年報の創刊によせて

館 長 藤 本 強

「まほろん」は7月15日の開館以来、県民をはじめとする皆さんの支持を得て、順調に当初の目的を果たしています。特に体験学習は子供さんたちを主にしながら来観者の皆さんの好評を得ております。1年目はもの珍しさもあり多くの方々が訪れてくださるが、2年目からいかに多くの皆さんに繰り返し「まほろん」に来ていただけるかが、今後の課題であります。多くの皆さんに支持していただくためには、最新の成果を消化しながら、展示や体験学習のプログラムを常に工夫していくことが重要です。館員一同その方向で努めてまいりますから、御支援と積極的な御要望をお願いしたいと思います。

年報というのは、それぞれの組織が、その年に何をしたのかを記録するのが本来の目的です。「まほろん」がその年に何をしたのかを記録して「まほろん」のたどった軌跡を記録として残すものです。「まほろん」が皆さんの支持を得ながら、この先50年、100年と継続して『「まほろん」五十年史』、『「まほろん」百年史』が刊行される時にはそのもっとも重要な基礎資料になるものです。五十年史、百年史を編纂しようとする時によく資料がなくて困ることがありますが、「まほろん」の場合にはこの年報が刊行され続けるかぎり、そうした心配はなくなります。毎年欠かさずに続けて刊行していくことが大事になります。苦しい時もありましょうが、知恵を出して刊行し続けたいと考えています。

今回発行される年報は創刊号ですので、開館に至るまでのさまざまな記録が収録されています。しかも、その執筆者の多くは開館に至るまでの準備に直接携わった人々です。そうした人たちでなければ知ることのできないことを基にして書かれています。開館に至るまでの様子が、生々とした体験に即していろいろな観点から記述されています。「まほろん」の開館にまつわる貴重な記録がここに凝縮しています。人間の記憶は日々薄れていくものです。それが直接の関係者により、しかも開館して間もない時に発行される意味は大きいと思います。多くの方々に読んでいただきたいと思います。

「まほろん」の開館は2001年の7月ですから、はからずも21世紀最初の年にあたります。さらに大袈裟ないい方をすれば3千年紀最初の年にもあたるわけです。百周年は22世紀最初の年になりますし、千周年は4千年紀最初の年になるわけです。区切りの良い年に開館したものだと言っています。22世紀、4千年紀の「まほろん」がどのようなになっているのかわかりませんが、それを目指して、ここ数年は継続のためにもっとも重要な基礎作りの年になります。百年も、千年も続いて皆さんに支持される「まほろん」を念頭に置きながら、その基礎作りに励んでいきたいと考えています。皆さん、どうぞ繰り返し「まほろん」を訪れ、さまざまに楽しんでください。

# 目 次

|                      |   |
|----------------------|---|
| 「まほろん」年報の創刊によせて…………… | 1 |
| 目次……………              | 3 |
| 開館までのあゆみ……………        | 4 |

## 第1章 「文化財センター以前」

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 1 福島県の発掘調査……………       | 5 |
| 2 福島県文化センター遺跡調査課…………… | 5 |
| 3 文化財センター建設への期待……………  | 6 |

## 第2章 計画からまほろん建築まで

|                    |    |
|--------------------|----|
| 1 基本構想……………        | 9  |
| 2 計画着手……………        | 12 |
| 3 基本設計の概要……………     | 15 |
| 4 実施設計……………        | 19 |
| 5 用地造成工事と発掘調査…………… | 20 |
| 6 建築工事竣工までの事業…………… | 22 |

## 第3章 事業の概要

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 1 常設展示……………                       | 27 |
| (1) プロムナードギャラリー……………              | 32 |
| a 「象徴展示」……………                     | 32 |
| b 「探してみよう<br>ふくしまの文化財」……………       | 34 |
| c 「まほろん周辺の文化財」……………               | 34 |
| (2) 常設展示室……………                    | 35 |
| a 「めぐみの森」……………                    | 35 |
| b 「暮らしのうつりかわり」……………               | 38 |
| c 「暮らしをささえた道具たち」……………             | 49 |
| d 「遺跡を掘る」……………                    | 55 |
| e 「みんなの研究ひろば」……………                | 56 |
| f 「クイズふくしま歴史発見」……………              | 57 |
| g 「のぞいてみよう福島遺産」……………              | 57 |
| h 「しらかわ歴史名場面」……………                | 58 |
| i 映像展示「ふくしまの文化財<br>ーいのちのかたち」…………… | 58 |
| (3) 研究復元製作……………                   | 60 |
| a 古墳時代馬具等研究復元製作……………              | 60 |
| b 三角縁神獣鏡復元製作……………                 | 66 |
| c 弩復元製作……………                      | 68 |
| d 軍団兵士復元製作……………                   | 69 |

|                    |    |
|--------------------|----|
| 2 野外展示……………        | 74 |
| (1) 概要……………        | 74 |
| a 「縄文時代の家」……………    | 74 |
| b 「前方後円墳」……………     | 77 |
| c 「奈良時代の家」……………    | 80 |
| d 「奈良時代の倉庫」……………   | 81 |
| e 「製鉄炉」……………       | 83 |
| f 「室町時代の館」……………    | 83 |
| 3 企画展……………         | 87 |
| 4 体験学習……………        | 88 |
| 5 情報発信計画……………      | 90 |
| 6 収蔵・閲覧・貸し出し……………  | 93 |
| 7 研修計画……………        | 95 |
| 8 ボランティアの受け入れ…………… | 97 |

## 第4章 親しまれる施設をめざして

|                              |     |
|------------------------------|-----|
| 1 愛称募集……………                  | 101 |
| 2 シンボルマーク・<br>ロゴマークの決定……………  | 102 |
| 3 プレイベント……………                | 103 |
| 4 教育普及品の開発……………              | 105 |
| 5 ミュージウムグッズの製作……………          | 105 |
| 6 オリジナルチャイムと<br>まほろんソング…………… | 106 |

## 第5章 竣工後の開館準備

|                  |     |
|------------------|-----|
| 1 入館料……………       | 108 |
| 2 管理委託……………      | 108 |
| 3 職員配置と分掌事務…………… | 108 |
| 4 運営協議会……………     | 109 |
| 5 来館者への対応……………   | 109 |

## 準備関係者一覧……………

### 付編

|          |     |
|----------|-----|
| 条例……………  | 112 |
| 規則……………  | 113 |
| 事業費…………… | 114 |

## 開館までのあゆみ

### 年 表

|            |                                                      |
|------------|------------------------------------------------------|
| 平成6年度      | 福島県文化財保護審議会が、「福島県文化財センター（仮称）整備基本構想報告書」を答申            |
| 平成8年度      | 「福島県文化財センター白河館（仮称）基本計画」策定                            |
| 平成9年度      | 基本設計                                                 |
| 平成10年度     | 実施設計・用地取得・造成工事                                       |
| 平成11年度     | 造成工事・建築工事<br>施設愛称を公募し「まほろん」に決定                       |
| 平成12年度     | 建築工事・環境整備工事・野外展示工事・屋内展示工事<br>福島県文化財センター白河館条例及び施行規則制定 |
| 平成13年度     | 屋内展示工事                                               |
| 平成13年4月1日  | 福島県より財団法人福島県文化振興事業団に管理運営委託                           |
| 平成13年7月15日 | 福島県文化財センター白河館開館                                      |



## 第1章 「文化財センター」以前

### 1 福島県の発掘調査

本県では昭和41年以前は、埋蔵文化財に対する発掘調査は年に数度行われていたに過ぎず、それも、主に県内在住の考古学研究者の手によって小規模に行われていた程度であった。

ところが、昭和41年の東北縦貫自動車道、同47年の東北新幹線敷設工事を契機として、開発に伴う埋蔵文化財の調査が大規模なものとなった。この2つの大規模開発に伴う発掘調査についてはそれまでとは違い、東北縦貫自動車道は県教育委員会が主体となり多数の民間考古学者の協力を得ながら調査が行われ、東北新幹線は県教育委員会がそのための体制を別途整えて調査を行った。その間、昭和47年には県教育庁内に文化課が新設された。

### 2 福島県文化センター遺跡調査課

その後、県南部の2市1町3ヵ村にまたがる国営総合農地開発事業母畑地区の開発事業が促進され、埋蔵文化財保護行政の強化が強く望まれるようになった。これに対応するために、昭和52年4月、県文化センター事業第二部に遺跡調査課を設置した。発足当初の職員数は計4名である。

遺跡調査課の業務は、県教育委員会からの委託を受けて開発に伴う遺跡の発掘調査とその整理・報告書作成である。遺跡調査課で行う発掘調査は、大学などによる研究を目的として行われる学術調査とは異なり、開発事業と埋蔵文化財の保護が円滑に行われるように進められるものである。

遺跡調査課で行う調査には分布調査（表面調査、試掘調査）と発掘調査があり、分布調査によって開発事業の予定地内にある遺跡の数・位置・面積などを把握し、開発工事の計画上、遺跡の現状保存ができない場合に発掘調査を行うことになる。発掘調査では、図

面・写真などの詳細な記録を作成して後世に残し、遺跡は調査終了後には、工事により掘削されて消失することになる。

現地での発掘調査の後、調査で得られた記録類をもとに資料の整理が行われ、成果は報告書としてまとめられる。こうして出来あがった調査報告書が開発などで消失した遺跡の代わりとなり、記録によって遺跡が保存されることになる。同時に、出土資料や記録類も収蔵・保管されることによって遺跡の記録保存が完了する。そして、土器・石器などの出土遺物は接合等の修復が行われる。

遺跡調査課での発掘調査事業は昭和52年度以降、年ごとに増加する開発事業に対応するために増加の一途をたどり、それに伴って職員も年々増員された。

遺跡調査課で実施した主な事業には、課新設の契機となった国営総合農地開発事業母畑地区があり、大規模古墳群である筑内古墳群全体が調査された。また、国営総合農地開発事業矢吹地区・国営会津農業水利事業などの農業基盤整備に関わる調査、真野ダム関連・三春ダム関連・摺上川ダム関連などのダム建設に関するもの、東北横断自動車道関連・常磐自動車道関連・あぶくま南道路関連などの道路建設関係の調査が行われ、それぞれ多くの調査成果があり、相馬開発関連・原町火力発電所関連などの工業団地造成や火力発電所建設に関わる調査では、浜通り地方北部を中心とする一大製鉄遺跡群が調査されたことは記憶に新しい。遺跡調査課は、これらの大規模な発掘調査事業に20年以上にわたって対応して来たことになる。

その結果、それらの調査に伴う出土文化財も年々増加し、収蔵・保管施設が不足した状態が続き、また、事業量の増大に伴い人員の増加が図られ、施設は肥大・分散化の方向に進んだ。ここ数年は、福島市内5ヵ所に分散して、資料の整理調査、収蔵・保管を余儀な

### 3 文化財センター建設への期待

くされ、業務の円滑な遂行及び、出土文化財の公開等が困難になるとともに、さらに増加が見込まれる出土文化財の収蔵は限界に達した状態で、これ以降は収蔵庫が大幅に不足するのは目に見えていた。

人員についても平成11年度には合計67名の体制となり、他県でもあまり例を見ない大規模な組織となっていた。

### 3 文化財センター建設への期待

前述のように、昭和52年度、大規模開発事業に係る発掘調査に対応するために、財団法人福島県文化センターに遺跡調査課を設置したが、その後も開発事業に伴う発掘調査の増加は続き、施設・設備等が不足する事態が生じてきた。

このような状況の改善と埋蔵文化財等保護体制の充実を図るために、早急な文化財センターの整備が望まれた。県教育委員会はその整備事業を進めることとし、平成6年度に、福島県文化財保護審議会からの「福島県文化財センター（仮称）整備基本構想報告書」を受け、その具体的内容について検討を進めてきた。



原町市大船迫 A 遺跡の調査





磐梯町法正尻遺跡の調査



矢吹町弘法山古墳群の調査

### 3 文化財センター建設への期待



遺跡調査課山下町分室



報告書刊行にむけた整理作業

## 第2章 計画からまほろん建築まで

### 1 基本構想

#### (1) 文化財保護審議会への諮問

平成6年11月10日、福島県教育委員会教育長は、福島県文化財保護審議会（会長山口弥一郎）に、「福島県文化財センター（仮称）について」意見を求めた。

福島県文化財保護審議会は、審議会の委員から3名、外部の学識経験者4人から構成される「福島県文化財センター（仮称）の基本的事項を検討する専門委員会（以下『専門委員会』という）」の設置を決定した。

#### (2) 専門委員会の開催

上記の決定を受け、同年11月25日、第1回専門委員会が開催された（出席者6名）。小林清治審議会委員が委員長に選出され、文化財センター（仮称）の基本的事項について審議がなされ、東京都埋蔵文化財センターの現地視察を行うことを決めた。会終了後、事務局は審議経過とまとめを文化財保護審議会委員に郵送し、委員からの意見聴取を行った。

12月19日、専門委員会による東京都埋蔵文化財センターの現地視察が行われ、埋蔵文化財調査組織と、埋蔵文化財調査施設・設備について調査を行った。12月22日には第2回専門委員会を開催。審議会委員から聴取した意見を含めて審議を行い、文化財センター（仮

称）整備基本構想報告書（案）を策定した。

福島県文化財保護審議会委員（平成6年度）

| 氏名     | 担当分野            |
|--------|-----------------|
| 山口弥一郎  | 無形（工芸技術）・民俗文化財  |
| 本田 安次  | 無形（芸能）・民俗文化財    |
| 安田 初雄  | 名勝              |
| 岩崎 敏夫  | 無形（芸能）・民俗文化財    |
| 梅宮 茂   | 工芸品・考古・史跡・埋蔵文化財 |
| 蜂谷 剛   | 天然記念物（動物）       |
| 高瀬喜左衛門 | 工芸品             |
| 小林 清治  | 書籍・典籍・古文書・歴史資料  |
| 上原 昭一  | 彫刻・絵画・工芸品       |
| 草野 和夫  | 建造物・伝統的建造物群     |
| 檜村 利道  | 天然記念物（植物）       |
| 中村 五郎  | 考古・史跡・埋蔵文化財     |
| 岡田 茂弘  | 考古・史跡・埋蔵文化財     |
| 有賀 祥隆  | 絵画              |
| 真鍋 健一  | 天然記念物（地質鉱物）     |

福島県文化財センター（仮称）の基本的事項を検討する専門委員会委員（平成6年度）

| 氏名    | 所属・職名等         |
|-------|----------------|
| 小林 清治 | 福島県文化財保護審議会委員  |
| 中村 五郎 | 福島県文化財保護審議会委員  |
| 岡田 茂弘 | 福島県文化財保護審議会委員  |
| 佐藤 昌志 | (財)福島県文化センター館長 |
| 戸田 満夫 | 福島市教育委員会教育長    |
| 懸田 弘訓 | 福島県立博物館学芸課長    |
| 松田 隆嗣 | 福島県立博物館教育普及係長  |



基本的事項を検討する専門委員会



整備基本構想報告書の答申

（新妻教育長（左）と山口弥一郎氏）



### (3) 基本構想の答申

平成7年1月9日、福島県文化財保護審議会の臨時会が開催された。専門委員会による審議経過・結果の報告のあと、文化財センター（仮称）整備基本構想報告書案の審議が行われた。終了後、審議会会長から福島県教育委員会教育長に、「福島県文化財センター（仮称）整備基本構想報告書」が答申された。

福島県文化財センター（仮称）整備基本構想報告書

平成7年1月9日

福島県文化財保護審議会

|               |   |
|---------------|---|
| 1 設置の必要性      | 1 |
| (1) 現 状       | 1 |
| (2) 課 題       | 2 |
| 2 基本方針        | 3 |
| 3 施設の名称       | 3 |
| 4 基本的機能       | 4 |
| (1) 調査研究機能    | 4 |
| (2) 収蔵保管機能    | 4 |
| (3) 研修機能      | 4 |
| (4) 教育普及・展示機能 | 4 |
| (5) 野外体験機能    | 4 |
| (6) 管理機能      | 4 |
| (7) その他の機能    | 4 |
| 5 施設・設備       | 5 |
| (1) 調査研究部門    | 5 |
| (2) 収蔵保管部門    | 5 |
| (3) 研修部門      | 5 |
| (4) 教育普及・展示部門 | 5 |
| (5) 野外体験部門    | 5 |
| (6) 管理部門      | 5 |
| (7) その他の部門    | 5 |
| 6 施設の規模       | 6 |
| 7 その他         | 6 |

#### 1 設置の必要性

##### (1) 現 状

福島県は、東北地方の南に位置し、豊かな自然に恵まれているため、古来、人々の生活や交流の場として発展してきた。そのため、優れた文化遺産が数多く残されており、石器時代からの人々の歴史や文化を明らかにする埋蔵文化財が県内各所

で確認されている。

これらの埋蔵文化財包蔵地は現在までの調査では1万2千余あり、近年増加する開発事業に伴い、発掘調査も平成5年度には182件と、昭和50年代の5倍強という高い伸び率を示している。その結果、これに伴う出土文化財も年々増加の一途をたどっている。

現在、こうした文化財の収蔵施設は不足をきたし、4箇所での分散整理・収蔵を余儀なくされ、業務の円滑な遂行が困難になるとともに、これら施設の収蔵能力も限界に達しようとしている。

また、発掘調査に従事する専門職員についても、昭和52年(財)福島県文化センター事業第二部に5人の職員により遺跡調査課が新設されて以来、平成6年度には62人を擁するまで拡充されてきたが、その体制はなお十分とは言えない。

さらに、専門職員が不足し、調査に支障をきたしている市町村に対しても、県における人的体制、施設・設備が未整備であるため、十分な調査支援・協力を行うことができないのが現状である。

一方、本県には長い年月にわたり地域の人々に受け継がれてきた工芸技術・民俗芸能等のいわゆる無形の文化財も多数存在しているが、現在、これらは産業構造や社会生活の変化に伴い、後継者不足や伝承者の高齢化により急速に失われようとしている。

これらに対しても、埋蔵文化財の発掘調査同様、その緊急性を認識し早急な調査及び記録の作成・保存が求められている。

近年、生活水準の向上や余暇時間の増大等に伴い、県民の間にも心の豊かさを求める傾向が強まる中、歴史や文化を理解する上で欠くことのできない国民共有の財産である文化財に対する興味や関心も、かつてない高まりを見せている。

このような県民の期待に応えるためにも、文化財の保護はもとよりその公開・活用をととして文化財保護意識の高揚や文化財保護活動の活性化を図り、ひいては豊かな地域文化の形成につながる方策の検討が必要かつ急務となっている。

##### (1) 課 題

以上のような現状から、次の①から⑧に記するような課題に直面している。

- ① 開発事業に対応する発掘調査体制の整備
- ② 市町村の発掘調査体制の充実
- ③ 市町村に対する県の発掘調査支援・協力体

制の充実

- ④ 市町村の専門職員の養成、資質向上のための研修体制の確立
- ⑤ 出土文化財等、発掘調査資料の収蔵保管体制及びその展示等の活用方法の確立
- ⑥ 無形文化財及び無形民俗文化財の調査・記録保存体制の整備
- ⑦ 文化財に関する情報の蓄積、公開、提供の方法の整備・確立
- ⑧ 学校教育・生涯学習との連携による、文化財愛護思想の普及啓発

このような課題を解決するためには、

- 1) すみやかに
- 2) 各課題に対応する多様な機能を備えた
- 3) 県民が親しく利用できる
- 4) 文化財保護の拠点となる

施設を整備する必要があると考える。

## 2 基本方針

- (1) 開発に伴う発掘調査を円滑に進めるため、発掘調査体制を充実するとともに、主として埋蔵文化財の保存・管理・活用の拠点として整備する。
- (2) 発掘調査等の専門職員が不足している市町村に対する支援を拡充するため、市町村職員の研修を行い専門職員を養成するとともに、県内の文化財情報の収集・発信の拠点として整備する。
- (3) 埋蔵文化財の調査資料等の屋内外の展示のほか、文化財の展示・公開を進めるとともに、学校教育や生涯学習との連携のもとに文化財愛護・普及活動を行うことができる施設として整備する。
- (4) 無形の文化財等の調査・記録作成を進め、文化財に関する資料・記録を保管するとともに、資料の活用を行うことができる施設として整備する。

## 3 施設の名称

福島県文化財センター（仮称）

## 4 基本的機能

### (1) 調査研究機能

埋蔵文化財包蔵地の所在確認の基礎的調査、開発に伴う発掘調査、史跡整備や学術研究のための発掘調査、文化財の非破壊調査、埋蔵文化財の整理・記録・研究・報告書作成、市町村の発掘調査への支援・協力及び無形の文化財等の

調査・記録・資料整理等の機能を有すること。

### (2) 収蔵保管機能

調査に伴い収集した埋蔵文化財及び無形の文化財の調査記録類の保管、埋蔵文化財及び無形の文化財関係情報等のデータベース化、文化財関係図書の整備並びに現状保存困難な木製品や金属製品の保存科学的処理等を行い、資料及び情報等を適切に保管する機能を有すること。

### (3) 研修機能

市町村の文化財保護体制の充実のために、担当職員の研修を行う機能を有すること。

### (4) 教育普及・展示機能

学校教育や生涯学習との関連に十分配慮しながら、埋蔵文化財等及び発掘等調査記録の展示・公開、閲覧・貸出及び文化財情報の収集・提供、所蔵図書等の閲覧など、文化財保護思想の普及啓発活動を行う機能を有すること。

### (5) 野外体験機能

児童・生徒・学生、一般県民が野外体験学習をすることができる機能を有すること。

### (6) 管理機能

庶務・会計、施設の管理運営を適切に処理する機能を有すること。

### (7) その他の機能

身障者用設備、駐車場等、文化財センター（仮称）の利用及び運営に必要な便益的機能を有すること。

## 5 施設・設備

### (1) 調査研究部門

発掘調査等及び埋蔵文化財の整理・記録・研究・報告書作成、市町村の発掘調査支援・協力及び無形の文化財等の調査・記録・資料整理等を能率的に実施できる施設・設備とする。

### (2) 収蔵保管部門

調査に伴い収集した埋蔵文化財及び無形の文化財の調査記録類の保管、埋蔵文化財及び無形の文化財関係の情報処理、文化財関係図書の整備、埋蔵文化財の保存科学的処理等、資料及び情報等を適切に保管することができる施設・設備とする。

なお、将来の収蔵を考慮し、余裕のある施設とする。

### (3) 研修部門

市町村埋蔵文化財担当職員の養成と資質向上のための研修を効率的に実施できる施設・設備

とする。

(4) 教育普及・展示部門

埋蔵文化財等及び発掘等調査記録の展示・公開、閲覧・貸出、文化財情報の収集・提供、図書等の閲覧など、文化財保護思想の普及啓発活動等を随時実施できる施設・設備とする。

(5) 野外体験部門

児童・生徒・学生、一般県民が野外体験等学習の場となるよう、施設及び環境を整備する。

(6) 管理部門

庶務・会計、施設の管理運営等を適切に行う施設・設備とする。

(7) その他の機能

身障者用設備、駐車場、発掘調査器材物置等、文化財センター（仮称）の利用及び運営に必要な便益的施設・設備を整備する。

## 6 施設の規模

敷地・建物は、基本的機能を効果的に発揮する上で必要・十分な空間を確保するとともに、将来の収蔵等を考慮して余裕を持った敷地の確保に努めるものとする。

## 7 そ の 他

(1) 基本的機能を十分発揮させるために、必要な組織の整備と人員の配置等に配慮するものとする。

(2) 将来、天然記念物などの文化財の調査等についても検討することが望ましい。

（以上原文のまま）

# 2 計画着手

## (1) 基本計画

文化財保護審議会による平成7年の答申を受け、福島県教育委員会は、文化財センター（仮称）の具体的な検討に着手した。

平成7年7月、文化財センター（仮称）の機能を大きく二分して二館体制とし、建設候補地等が検討された。県議会平成7年12月定例会の一般質問においては、機能を分けて、白河市と安達町に設置する方針を示した。

その後一年間にわたる庁内の検討を経て、福島県教育委員会は、平成9年5月15日に、文化財センター白河館（仮称）の基本計画を公表した。文化財センター（仮称）の機能を

二館に分離し、収蔵保管機能、研修機能、教育普及・展示機能、野外体験機能等を有する施設を白河市白坂字一里段に設け、埋蔵文化財調査等の機能を有する施設を安達町に設けるという内容となった。

## (2) 用地の選定

建設用地を決定するまでには、本施設の事業を効果的にするため、

- ① 県民が利用する上で交通上便利な場所であること。
- ② 近隣にある教育文化施設との連携が図りやすいこと。
- ③ 施設を設置するにふさわしい歴史的環境が整っていること。
- ④ 県土の均衡ある発展と地域の振興に貢献できること。

の4点を基準に県下各地が検討された。

その結果、

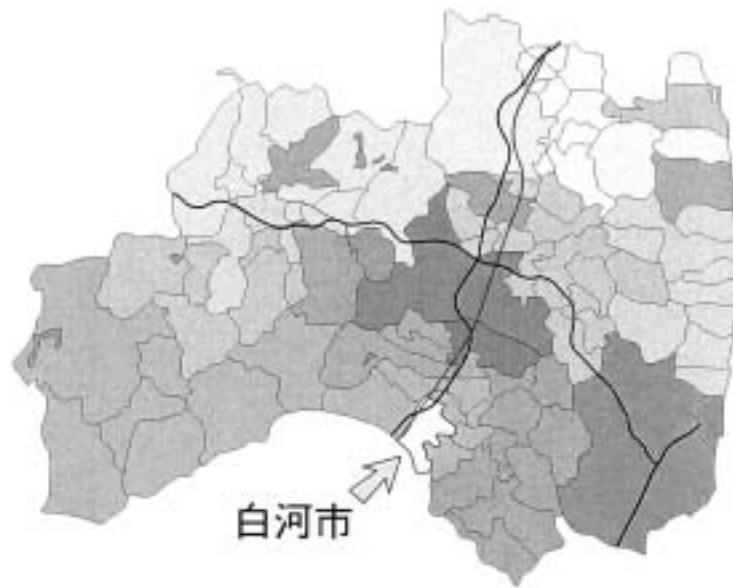
- ① 白河市は、一般国道4号が走るとともに、J R 東北新幹線新白河駅、東北縦貫自動車道の白河インターチェンジを有しており、県民の利便性がよい。
- ② 白河集古苑及び白河市歴史民俗資料館等の白河市立の教育文化施設があり、相互に連携が可能である。
- ③ 白河関跡、南湖公園等の国指定等の貴重な文化財が数多く所在している。
- ④ 地域との連携

「ふくしま新世紀プラン」に基づく、7つの生活圏の文化的中心として、地域の活性化に貢献することができる。

との状況から、白河市南湖県立自然公園付近を有力な候補地と定めるにいたり、諸条件に合致した白河市白坂字一里段の地を選定するにいたった。

当該地には、県有地34,413㎡のほか、民有地17,477㎡が含まれていたが、土地所有者の理解を得て、用地取得が実現した。





白河市の位置図



文化財センター白河館の位置図

## (2) 基本設計者の選定

平成9年5月、県教育委員会は指名型プロポーザル競技方式による基本設計の設計者選定に着手した。「文化財センター白河館（仮称）プロポーザル審査委員会（委員長；佐藤平日本大学工学部教授）」を設け、5月16日に第1回委員会を開催し、指名5者を選定した。7月1日には第2回審査委員会を開催。指名5者からのヒアリングを行うとともに当選者の選定を行い、株式会社佐藤総合計画（東京都墨田区）が最優秀と認められた。

プロポーザル審査の結果を受け、平成9年8月、県教育委員会は株式会社佐藤総合計画に基本設計を委託した。

プロポーザル審査委員会委員

| 氏 名   | 所属・職名等（当時）  |
|-------|-------------|
| 佐藤 平  | 日本大学工学部教授   |
| 岡田 茂弘 | 国立歴史民俗博物館教授 |
| 宗像 武久 | 県住宅供給公社理事   |
| 長谷川文夫 | 県教育次長       |
| 大塚 孝  | 県教育庁文化課長    |
| 本間 隆  | 県土木部営繕課長    |

## (3) 展示等検討委員会の設置

基本設計を進める一方、県教育委員会は、「福島県文化財センター白河館（仮称）展示等検討委員会」を下記の要項で設置し、学識経験者等に委員を委嘱した。

福島県文化財センター白河館（仮称）  
展示等検討委員会設置要綱

（目 的）

第1条 福島県文化財センター白河館（仮称）の文化財の展示、管理活用等について総合的な視点から検討・審議を行い、適切な施設運営に資することを目的として「福島県文化財センター白河館（仮称）展示等検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

（任 務）

第2条 委員会は次の事項について、「福島県文化

財センター白河館（仮称）基本計画」に基づき検討・審議を行うものとする。

- (1) 文化財収蔵・保管計画
- (2) 開館後の研修計画
- (3) 開館後の教育普及活動計画
- (4) 展示の計画
- (5) 開館後の野外体験活動計画
- (6) その他施設運営のために必要と認められる事項  
（組織等）

第3条 委員会は、福島県教育委員会教育長が選任する学識経験者をもって組織する。

2 委員の任期は年度ごととする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会 議）

第5条 委員会の会議は委員長の請求により、福島県教育委員会教育長が召集する。

2 委員会は任務にある事項を検討・審議し、その結果を福島県教育委員会教育長に報告する。

3 委員会は特に必要がある場合、委員以外の専門分野の学識経験者の指導及び助言を求めることができる。

4 委員会は年3回の開催を原則とする。

（庶 務）

第6条 委員会の庶務は、福島県教育庁文化課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成9年6月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。



## [審議内容]

|        |                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成9年度  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会設置、運営方針確認</li> <li>・常設展示構成案の検討</li> <li>・常設展示基本設計仕様の検討</li> <li>・常設展示実施設計方針の検討</li> <li>・野外展示配置方針の検討</li> </ul>                                                                                                  |
| 平成10年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・二館の機能分担の確認</li> <li>・建築基本設計と実施設計の検討</li> <li>・展示基本設計と実施設計の検討</li> <li>・野外展示の検討</li> <li>・資料管理システムと情報提供システム、データベースの検討</li> <li>・造成工事進捗状況の確認</li> <li>・用地内における埋蔵文化財の発見と調査成果について</li> <li>・白河館運営シュミレーションの検討</li> </ul> |
| 平成11年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築工事進捗状況の確認</li> <li>・復元製作資料案の検討</li> <li>・野外展示施設案の検討</li> <li>・Q &amp; A コーナー案の検討</li> <li>・環境整備設計の検討</li> <li>・展示実施設計の変更点の検討</li> <li>・次年度事業計画の検討</li> </ul>                                                      |
| 平成12年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入館料の検討</li> <li>・野外展示施設案の検討</li> <li>・企画展案の検討</li> <li>・体験学習プログラムの検討</li> <li>・研修事業案の検討</li> <li>・ボランティア運営事業案の検討</li> <li>・整備進捗状況の確認</li> <li>・常設展示の検討</li> <li>・復元製作状況の確認と検討</li> <li>・次年度事業計画の検討</li> </ul>       |



平成11年度展示等検討委員会

文化財センター白河館(仮称)展示等検討委員会委員  
(平成9年度)

| 氏名    | 所属・職名等(当時)          |
|-------|---------------------|
| 岡田 茂弘 | 国立歴史民俗博物館教授         |
| 鈴木 啓  | 県考古学会副会長・元県立博物館学芸課長 |
| 工藤 雅樹 | 福島大学行政社会学部教授        |
| 坂村 健  | 東京大学総合研究博物館教授       |
| 中村 五郎 | 県文化財保護審議会委員         |
| 矢部 一弥 | (財)福島県文化センター遺跡調査課長  |

(平成10～12年度)

| 氏名    | 所属・職名等(当時)          |
|-------|---------------------|
| 岡田 茂弘 | 国立歴史民俗博物館教授         |
| 鈴木 啓  | 県考古学会副会長・元県立博物館学芸課長 |
| 工藤 雅樹 | 福島大学行政社会学部教授        |
| 齊藤 梅朗 | 県立会津大学コンピュータ理工学部助教授 |
| 中村 五郎 | 県文化財保護審議会委員         |
| 西間木 薫 | (財)福島県文化センター遺跡調査課長  |

## 3 基本設計の概要

指名型プロポーザル方式による審査で最優秀と認められた株式会社佐藤総合計画により、平成9年8月から基本設計策定が開始され、平成10年3月に完成した。県教育委員会は、平成10年7月、下記の内容を公表した。

福島県文化財センター白河館(仮称)  
基本設計の概要について

平成8年度に作成した「福島県文化財センター白河館(仮称)基本計画」に基づき、平成9年度に基本設計を行った。その概要は、以下の通りである。



平成12年度展示等検討委員会



### 3 基本設計の概要



建築基本設計配置図



文化財センター白河館の完成予想図

## (1) 設計の理念と方針

福島県文化財センター白河館（仮称）は、県教育委員会が調査した文化財と、それに関連する資料を収蔵保管し、それらを展示・公開するとともに、一般県民を対象とした体験学習等を行い、さらに市町村の担当職員への研修を通して、文化財の普及・愛護精神の育成と文化財の調査体制の充実を図ることを基本理念としている。

上記の理念を十分実効性がありかつ魅力的なものとするため、建物の特殊性と、建設予定地の地域性を配慮し、次のテーマに基づいて基本設計が進められた。

## ① 自然豊かな丘陵地にとけ込む「フィールド・ミュージアム」

建設予定地は豊かな自然に囲まれていることから、敷地全体を「フィールド・ミュージアム」としてとらえ、建物と大地を含めた一体の修景を考慮する。このため敷地の形状を極力変えず既存の樹木を残し、全体として自然にとけ込んだ施設づくりを計画する。この「フィールド・ミュージアム」において、自然とふれ合う中での「遊び」・「体験」・「学習」・「発見」をモチーフに、新しい環境・施設・空間を創造する。

## ② 「プロムナードギャラリー」を中心とした建物の平面構成

福島県文化財センター白河館（仮称）は、貴重な埋蔵文化財等を納める収蔵庫棟と、文化財の教育普及・展示、研修機能をもつ本館棟から構成されている。

本館棟においては、展示機能と有機的に結びついた空間である「プロムナードギャラリー」を中心として、一般展示室、特別展示室、体験活動室、閲覧・相談室、講堂などの諸室が周りを取り囲む平面構成とする。施設全体の中心となるこの開かれた空間の創出によって、来館者にプロムナードギャラリーを中心とした自由度の高いスムーズな動線を提供し、各室間のみならず、外部環境をもオープンに結びつけることを可能とすることができる。

これにより、人と施設・環境・情報の「かわり」、「つながり」を表し、明快で豊かな空間を演出する。

## (2) 基本設計概要

## ① 名称 福島県文化財センター白河館（仮称）

## ② 敷地状況

- ・所在地 白河市白坂字一里段地内
- ・敷地面積 約51,000㎡

## ③ 規模

- ・床面積 本館棟 2,400㎡  
収蔵庫棟 3,000㎡
- ・構造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造一部木造

## ④ 階数 地上1階

## ⑤ 施設概要

- ・収蔵庫棟 一般収蔵庫（内部2層式、収蔵箱数70,000箱）、搬入場、荷解き場

## ・本館棟

- A 展示部門 一般展示室（約500㎡）、特別展示室（約120㎡）、展示準備室、写場

- B 研修部門 研修室、実習室

- C 教育・普及部門

講堂（約100名収容）、体験学習室、図書室、資料閲覧・相談室、教育普及事務室兼文化財情報室

- D 管理部門その他

プロムナードギャラリー、エントランスホール、特別収蔵庫、事務室、会議室、印刷室、給湯室、警備員室、物品庫、便所、救護室、休息室、機械室

## ・野外展示施設

古墳、城館跡、竪穴住居（縄文・古代）、高床式倉庫、縄文の森、野外体験広場等

## ・便益施設

駐車場（乗用車約100台、バス10台）  
駐輪場（約20台）

## (4) 今後の計画

平成10年度 実施設計、造成工事

平成11年度 建築工事着工予定

平成12年度 建築工事竣工、開所予定

## (5) 添付図面類

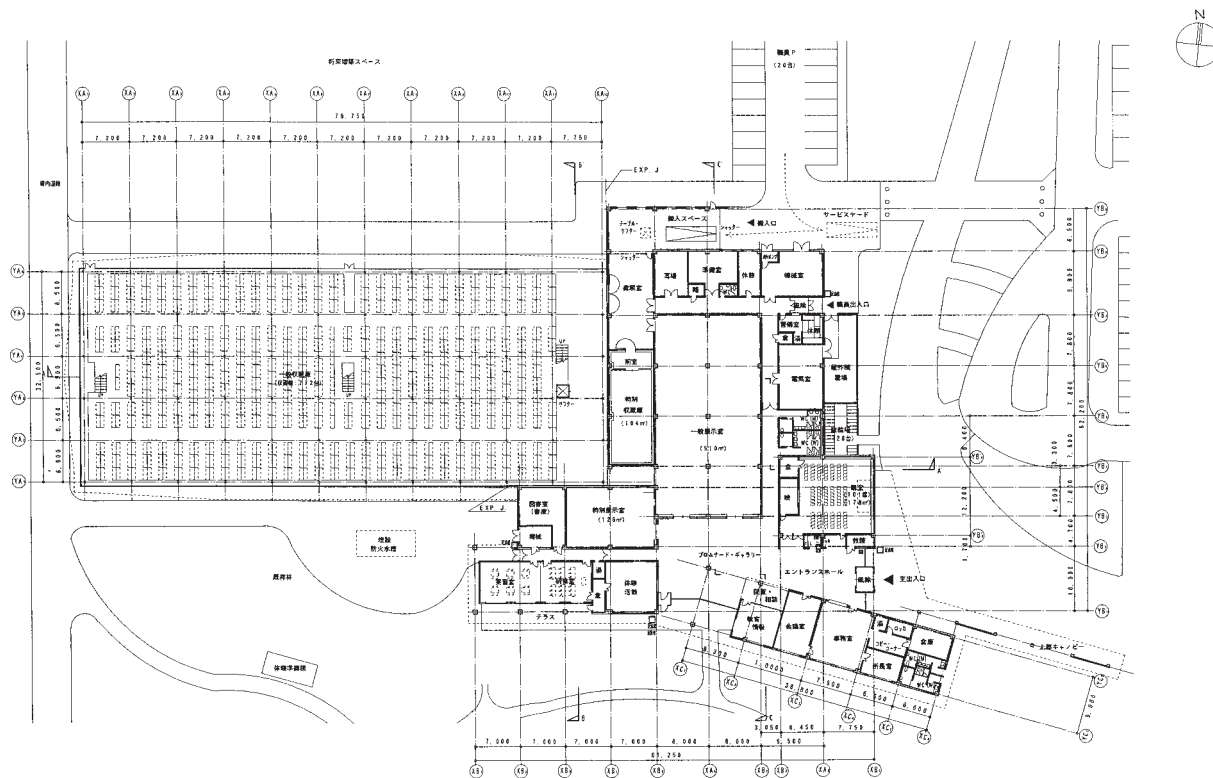
## ① 建設予定地位置図

## ② 土地利用計画図

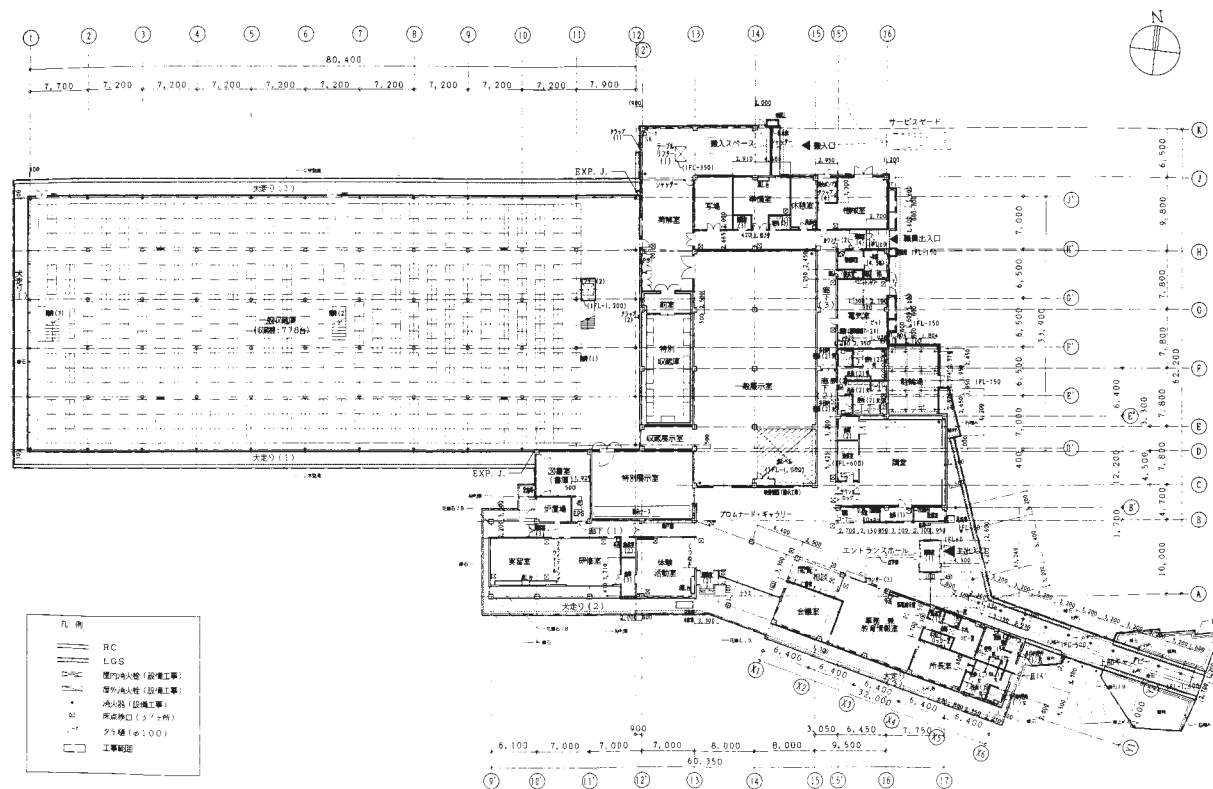
## ③ 完成予想図（建造物）

## ④ 完成予想図（プロムナードギャラリー）

### 3 基本設計の概要



## 建築基本設計 建物平面図



## 建築実施設計 建物平面図



## 4 実施設計

平成10年度、県教育委員会は、文化財センター白河館（仮称）の実実施設計を（株）佐藤総合計画に委託し、平成11年5月にその内容を下記のとおり公表した。

### 福島県文化財センター白河館（仮称） 実施設計の概要

#### 1 整備の目的

- (1) 近年、県民の間には、郷土の歴史や文化、自然を見つめ学ぼうという動きが強まっています。さらに、県民共有の財産である「文化財」への興味や関心もかつてない高まりを見せています。

このような県民の期待に応えるために、県内の発掘調査によって出土した埋蔵文化財を一括収蔵・保管して、展示・活用を図るとともに、体験学習や文化財に関する情報発信を通して、

文化財を未来に伝える大切さを学びながら豊かな心を育む場として整備します。

- (2) 開発事業によって破壊される遺跡は、発掘調査を行って記録に残す必要がありますが、市町村においては専門職員の不足から文化財の調査や保存協議に支障をきたしています。

このため、市町村等の文化財担当職員の養成や資質の向上を図るための、専門的な研修施設として整備します。

- (3) 本県には長い年月にわたり地域の人々に受け継がれてきた伝統工芸技術や民俗芸能などのいわゆる「無形の文化財」も多数存在しています。この「無形の文化財」の展示・公開も行う施設として整備します。

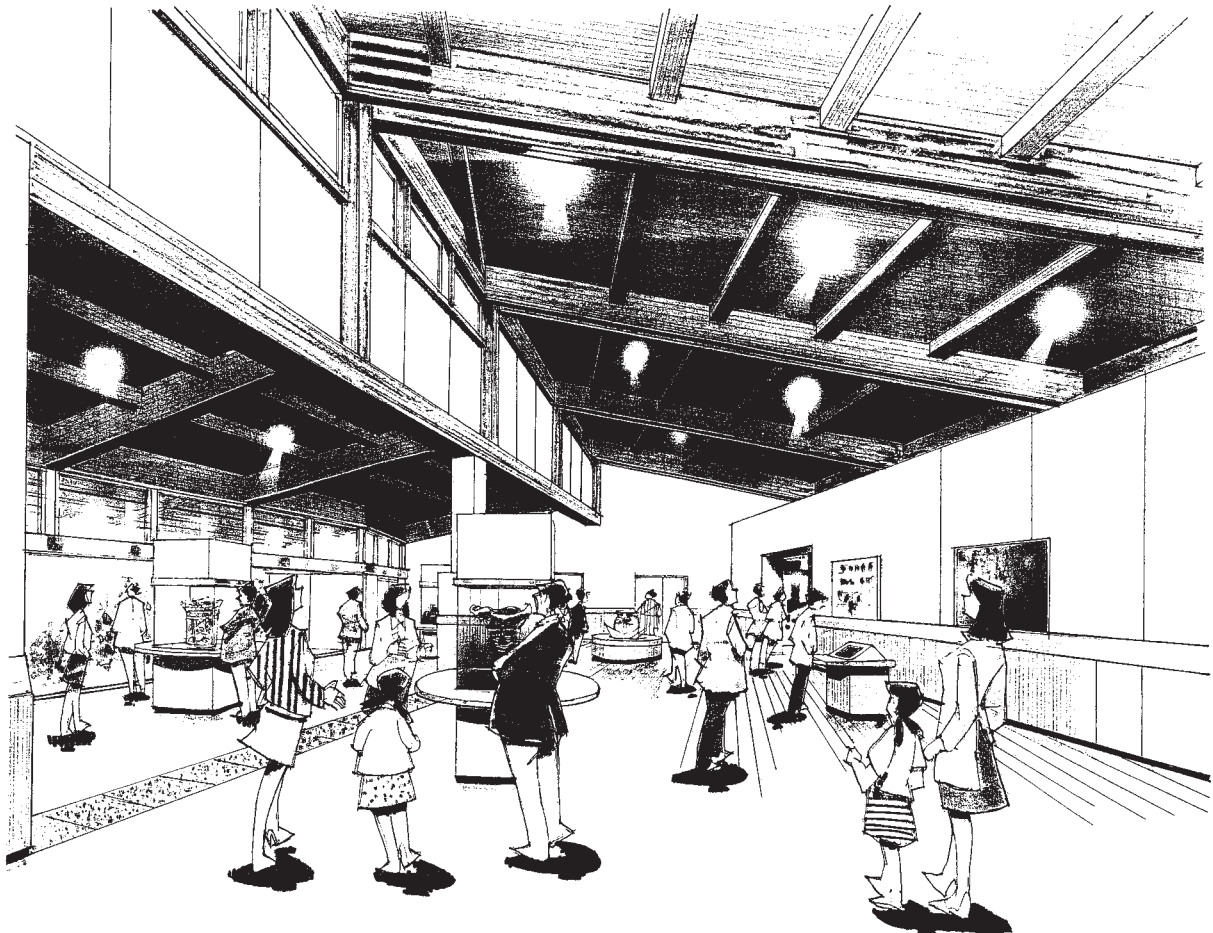
#### 2 事業の経緯

平成6年度 基本構想

平成8年度 基本計画

平成9年度 基本設計

平成10年度 実施設計・用地取得・造成工事



プロムナードギャラリー完成予想図

### 3 実施設計の概要

#### (1) 建築実施設計の概要

「融合と調和、そしてふれあい」をテーマとして、「野外展示空間と自然環境との融合」、「自然環境と調和した建築形態」、「人と自然、人と建物とのふれあい、人と人との対話が生まれる空間づくり」を基本理念としました。

また、自然にとけ込む「フィールド・ミュージアム」において、自然にふれあう中での「遊び」・「体験」・「学習」・「発見」をモチーフに、新しい環境・施設・空間の創造に配慮しました。

■建設地 福島県白河市白坂字一里段地内

■敷地面積 51,827,51㎡

■延床面積 本館棟 2,399,835㎡

収蔵庫棟 2,999,769㎡

計 5,399,604㎡

体験学習館 92,71㎡

■構造 鉄筋コンクリート造・鉄骨造・一部木造

■階数 地上1階

■駐車場 一般駐車場 90台  
(身障者用6台)

大型車用駐車場 10台

職員駐車場 21台

臨時駐車場 40台

■駐輪場 28台

■建設工期 平成11年8月～平成12年10月  
(予定)

■概算工事費 約17億円

#### (2) 展示実施設計の概要

(省略・第3章参照)

### 4 今後の事業スケジュール

|        |     |                  |
|--------|-----|------------------|
| 平成11年度 | 4月～ | 展示工事（復元資料製作）     |
|        | 7月  | 造成工事竣工           |
|        | 8月  | 建築工事着工           |
| 平成12年度 | 4月～ | 外構工事、展示工事、野外展示工事 |
|        | 10月 | 建築工事竣工           |
|        | 1月～ | 収蔵品の移転           |
| 平成13年度 | 4月～ | 開館準備             |
|        | 夏   | 開館               |

## 5 用地造成工事と発掘調査

県教育委員会は、平成10年7月に文化財センター白河館（仮称）用地造成工事に着手する運びとなった。

この地は、平成5年に白河市教育委員会により行われた表面調査や、用地決定に伴って県教育庁文化課が行った数回の分布調査においても、遺物が採集されていなかった。

造成工事は、測量杭打設と立木の伐採除根から開始されたが、表土の剥ぎ取りが始まった8月下旬、調整池予定地内から縄文時代早期の土器片3点と、石器（剥片）1点が発見された。そこで、県教育庁文化課が工事立会を行い、遺構8基、遺物約100点を発見し、遺跡であることが確認された。このため、県教育庁文化課は、工事請負者である(株)三金興業、県土木部都市局営繕課、県南建設事務所管理課、白河市教育委員会社会教育課、(財)福島県文化センターと、現地で協議を行った。その結果、造成工事を一時中断し、遺跡範囲確認のための試掘調査を行うことで合意し、調査を(財)福島県文化センターに委託した。

試掘調査は、9月28日から10月9日にかけて、約51,000㎡の用地のうち、保存林部分と既に表土が除去されていた部分を除く約30,000㎡の範囲を対象に実施された。この結果、県教育委員会は、用地南東部の調整池予定地点を中心とした約14,000㎡を一里段A遺跡、用地北西部の約3,500㎡を一里段B遺跡の要保存範囲と確認した。さらに関係機関と協議を重ね、調整池予定地として掘削が及ぶ一里段A遺跡内の2,000㎡を対象として本調査の実施を決定した。本調査は、10月12日から11月19日までの延べ28日間の予定で(財)福島県文化センターに委託して実施した。

10月31日、現地説明会を開催し、発掘調査成果を一般公開した。市民約120名が見学に訪れた。

11月20日、関係機関立会のもと、予定通り調査区の引き渡しが実施された。

11月24日から造成工事が再開されたが、調整池掘削の法面等から遺構・遺物が発見されたので、随時立会を実施した。

発掘調査の成果については、2000年3月に刊行した『(福島県文化財調査報告書第361集) 福島県文化財センター白河館(仮称) 遺跡発掘調査報告』に収載されている。

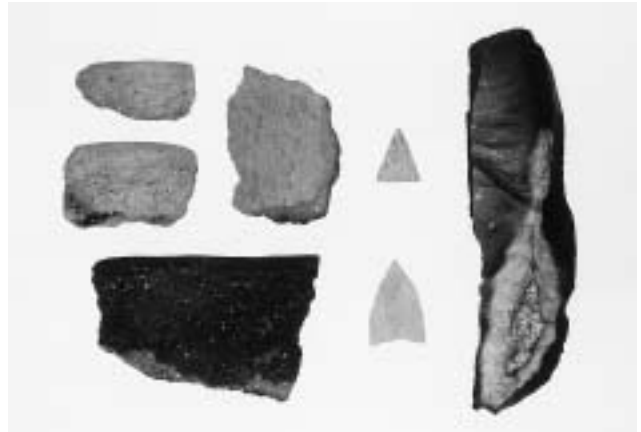
遺跡の発見と発掘調査の実施により、造成

工事の工程は変更せざるを得なくなった。

遺跡保護のため、表土剥ぎの厚さを、林地部で0.5mから0.4mとし、草地部で0.3mから0.2mに変更した。また、埋蔵文化財調査のために平成10年9月14日から平成10年11月20日まで工事を一時中止したため、工期を133日間延期し、平成11年7月30日までの工程で施工することに決定した。



敷地（一里段A遺跡）調査中の協議



一里段A遺跡出土遺物



敷地（一里段A遺跡）の調査



造成中の敷地(1)



一里段A遺跡発掘調査の現地説明会



造成中の敷地(2)



## 6 建築工事竣工までの事業

造成工事の完了を受け、平成11年7月、建築本体工事等に着手した。以下、竣工までの主な事業を列記する。

### (1) 福島県文化財センター白河館(仮称) 建築(新築)工事関係



建築工事（平成11年12月）



建築工事（平成12年4月）



建築工事（平成12年2月）



建築工事（平成12年7月）



建築工事（平成12年3月）



建築工事（平成12年8月）

- ・ 建築本体工事  
（佐藤・兼子特定建設工事共同企業体）  
平成11年7月着工、平成12年10月竣工



高校生の建築工事現場見学会

- ・ 電気設備工事 （福島電設株式会社）  
平成11年7月着工、平成12年10月竣工



電気設備の検査

- ・ 機械設備工事 （山田設備工業株式会社）  
平成11年7月着工、平成12年10月竣工



消火栓の消防検査

- ・ 工事監理業務委託(株式会社佐藤総合計画)  
平成11年8月委託、平成12年10月完了



建築定例会議

## (2) 屋外環境整備工事 H12.8～H13.3

- ・ 屋外環境整備（舗装）工事（三金興業(株)）  
平成12年8月着工、平成13年3月竣工



園路の舗装工事

- ・ 屋外環境整備（植栽）工事  
（㈲白河園芸総合センター）  
平成12年8月着工、平成13年3月竣工



銘板の取り付け工事



### (3) 野外展示復元製作委託

(株)トリアド工房

平成12年6月着工、平成13年3月竣工

竪穴住居2棟（縄文時代・奈良時代）・前方  
後円墳・古代倉庫・製鉄炉・中世館を復元制作



縄文時代の竪穴住居跡の骨組



奈良時代の竪穴住居跡の骨組



古墳石室の工事



奈良時代の倉庫の礎石

### (4) 備品等整事業

一般備品・A V機器・研修用測量機器・撮  
影機器・展示ケース等



納入された特別展示室用展示ケース

### (5) 体験学習機材整備事業

(株)トリアド工房

平成13年1月～3月 古代の衣服・農具・工  
具・食器など体験活動の機材の開発・整備。



体験学習用の古代の服飾



(6) 収蔵品の整理梱包作業委託

(財)福島県文化センター)

平成11年4月～13年3月 34,170箱



収蔵庫梱包作業

(7) 収蔵品の保存処理

・収蔵品（木製品）保存処理委託

(株)吉田生物研究所)

平成12年7月～13年3月



下駄・保存処理前(左)と処理後(右)

・収蔵品（鉄製品・銅製品）保存処理委託

(財)元興寺文化財研究所)

平成12年7月～13年3月



銅碗・保存処理前(左)と処理後(右)

・収蔵品（小型鉄製品）保存処理委託

(株)ニッテツ・ファイン・プロダクツ釜石)

平成12年7月～13年3月



鉄鏃・保存処理前(左)と処理後(右)

(8) 文化財センター(仮称)データベースシステム構築業務委託

(財)福島県文化センター)

遺跡・遺構・遺物・文化財図書等のデータベースの構築

平成12年4月～13年3月



データベース入力作業

(9) 屋内展示工事

・屋内展示工事

(株)乃村工藝社)

平成12年6月～13年6月



屋内展示工事のようす

- ・遺跡地図検索閲覧システム構築委託  
(株北海道地図)

平成12年4月～13年6月



プロムナードギャラリーの遺跡検索システム

- ・復元品製作研究委託 (梅工房)

平成11年7月～13年3月

古墳時代馬具等、三角縁神獣鏡、弩



馬具製作のようす



三角縁神獣鏡鑄造のようす

- ・「すばらしき文化財の世界」映像ソフト製作委託 (株TUFプランニング)

平成12年4月～13年6月



本宮町高木遺跡のロケ

- ・常設展示レプリカ・模型製作委託

(株京都科学)

平成12年8月～13年6月



オオツノジカの角

- ・常設展示復元品製作委託

(株トリアド工房)

平成12年8月～13年6月



「鎌倉・室町時代」の器類

このほか、ボランティアの募集と登録前研修の実施、プレイベントの開催などの事業を実施しているが、これらの詳細については第3章以降に譲る。